

# 横浜市技能文化会館指定管理者公募要項

令和2年8月  
横浜市経済局雇用労働課

## 1 指定管理者制度の趣旨

多様化する市民ニーズに民間の能力を活用しつつ、より効果的・効率的に対応し、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、平成15年6月の地方自治法改正により指定管理者制度が導入されたことで、それまで公共団体等に限られていた「公の施設」の管理運営について、企業及びNPO法人等を含む幅広い団体に委ねることが可能となりました。

このたび、令和3年4月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり事業者を広く公募します。

## 2 公募の概要

### (1) 対象施設（詳細は「4 技能文化会館と指定管理の概要」を参照）

横浜市技能文化会館（以下「技能文化会館」という。）

### (2) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

### (3) 指定管理者の公募、選定及び指定（詳細は「5 公募及び選定に関する事項」を参照）

横浜市は、「横浜市技能文化会館指定管理者の選定等に関する要綱」に基づき公募を行い、横浜市技能文化会館条例（以下「条例」という。）、「横浜市技能文化会館指定管理者選定評価委員会運営要綱」に基づき設置される「横浜市技能文化会館指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」という。）の意見を尊重して、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）及び指定候補者を指定管理者として指定できない場合に指定候補者に代わって指定候補者となる者（以下「次点候補者」という。）の選定等を行います。

その後、横浜市会（以下「市会」という。）の議決を経て、指定管理者として指定します。

### (4) 問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

経済局雇用労働課

電話： 045 (671) 4098 Fax： 045 (664) 9188

E-mail： ke-ginou@city.yokohama.jp

## 3 指定管理者が行う業務（詳細は別添1「業務の基準」を参照）

(1) 条例第2条に規定する事業の実施に関すること。（※）

(2) 技能文化会館の施設の利用の許可等に関すること。

(3) 技能文化会館の施設及び設備の維持管理に関すること。

※横浜市技能文化会館条例（抜粋）

第2条 技能文化会館は、次の事業を行う。

- (1) 技能職の振興に関する事業の企画及び実施に関すること。
- (2) 技能文化に関する情報等の収集及び提供に関すること。
- (3) 雇用の促進、就業の機会の確保その他の事業の企画及び実施に関すること。
- (4) 雇用及び就業に関する相談に関すること。
- (5) 雇用及び就業に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 勤労者の福祉の増進及び文化の向上を図るための事業の企画及び実施に関すること。
- (7) 前各号の事業のための施設及び設備の提供に関すること。
- (8) その他技能文化会館の設置の目的を達成するために必要な事業

## 4 技能文化会館と指定管理の概要

### (1) 施設の設置目的

技能文化会館は、「技能職の振興」「雇用による就業の機会の確保」「勤労者の福祉の増進及び文化の向上」を図るための施設です。(条例第1条)

### (2) 施設の概要

ア 所在地：横浜市中区万代町2丁目4番地7

イ 設立：昭和61年4月

ウ 構造・規模：鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階 地上8階建て

エ 面積：6,211.94㎡(延床)

オ 主な施設：技能文化実演体験展示室(匠プラザ)、多目的ホール、会議室、研修室、相談コーナー・情報コーナー、駐車場(収容台数60台)

### (3) 経費等

ア 指定管理料

#### (ア) 全体事項

技能文化会館の運営に係る人件費、事業費、事務費及び管理費等の経費に充てるため、横浜市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全に係る清掃、点検、運転・監視及び修繕の経費を含みます。

指定管理料は、(イ)に示す指定管理料の想定上限額を踏まえて応募の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します(予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります)。指定管理料の支払い時期及び方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等(開館日数や開館時間の変更等を含む。)に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営が、本公募要項や協定で定めた水準に満たなかった場合には、指定管理料の減額を行う場合があります。指定管理料減額の基準及び手続き等については、協定で定めます。

#### (イ) 指定管理料の想定上限額

指定期間中の指定管理料の想定上限額は年額137,000千円(消費税10%を含む。)とします。

ただし、社会情勢等の状況により変更となる場合があります。

指定期間中における物価変動等については、指定管理者が変動リスクを織り込んだ上で、施設の安定的かつ継続的な運営が可能な指定管理料を提案することとします。

なお、指定管理料の想定上限額を超えた提案をした応募者は、選定から除外します。

#### イ 賃金水準の変動への対応

提案された人件費のうち給与等、賃金水準の変動による影響を受けるものについては、2年目以降の指定管理料に反映していきます(以下、この仕組みを「賃金水準スライド」という。)

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、基礎単価と各年度の配置予定人数を乗じた額を記入してください。

なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算し、記入してください。

賃金水準スライドの詳細については、「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」(別添2)を参照してください。

#### ウ 修繕

建物、設備及び備品等の修繕については、1件あたり100万円(税込)までは指定管理者が負担します。指定管理者が負担する修繕経費の見込み額は、年間800万円ですが、不具合の発生状況等により変動します。

エ 利用者の実費負担について

利用料金のほか、印刷機、複写機等の使用に係る印刷費・紙代等の実費は利用者の負担とし、適切に徴収します。

オ 自主事業に係る収支について

自主事業は、技能文化会館の設置目的に沿っており、その管理運営に影響を与えない範囲において、指定管理者の責任及び経費負担の下、あらかじめ横浜市の承認を得て、実施することができます。

なお、実施した自主事業に係る収支は、指定管理業務の収支報告書において適切に報告してください。

(4) リスク分担

指定期間に係る主なリスク分担については、次の表のとおりとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者			
		市	指定 管理者	分担 (協議)	指定管理者 (負担限度付)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○			
	それ以外のもの		○		
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加	○			
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○		
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○		
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○	
税制変更	消費税（地方消費税を含む）率等の変更			○	
	法人税・法人住民税率等の変更		○		
	事業所税率等の変更			○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○			
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○		
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○			
	指定管理者の発案による期間中の変更			○	
組織再編行為等	指定管理者の組織再編行為等により市に発生する費用 ※1		○		
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期			○	
需要変動	外的要因による大規模な需要変動			○	
	それ以外のもの		○		
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	それ以外のもの			○	
施設等の損傷及び修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者が設置した設備・備品		○		
	それ以外のもの（一件あたり）				100万円 (税込み)
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	市と指定管理者の両者に帰責事由があるもの			○	
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○			
不可抗力※2	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○			
	不可抗力による管理運営の中断※3			○	

※1 ア 次期指定管理者の指定のために開催する選定評価委員会の委員に支払う謝金等の費用  
イ 組織再編行為等への対応のために必要となった弁護士等の専門家への相談に要する費用

※2 不可抗力

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、感染症、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動及びストライキ等

※3 新型コロナウイルス感染症等の感染者が発生した場合の消毒の費用を含む。

## (5) 業務実施上の留意事項

### ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

#### <主な関連法令>

- (ア) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (イ) 横浜市技能文化会館条例（昭和 60 年 12 月条例第 44 号）
- (ウ) 横浜市技能文化会館条例施行規則（昭和 61 年 2 月規則第 11 号）
- (エ) 横浜市技能文化会館処務要綱（昭和 61 年 4 月 1 日制定）
- (オ) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (カ) 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月条例第 6 号）
- (キ) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月条例第 51 号）
- (ク) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法及び障害者雇用促進法等）
- (ケ) 建物・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- (コ) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律等）
- (サ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

### イ 事業計画書・事業報告書、評価について

#### (ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけでなく、指定期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

#### (イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年 1 回以上、自己評価を実施することとします。

#### (ウ) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの向上を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

技能文化会館の指定管理者は、選定評価委員会による評価を受けることとし、これらの結果は横浜市のウェブサイトで公表されます。

なお、受審時期は、指定期間の 2 年目又は 3 年目のいずれかのうち横浜市との協議により定める時期を原則とし、横浜市から選定評価委員会への出席、資料の提出及び報告等を求められたときは、これに応じる必要があります。

#### (エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

## ウ その他

### (ア) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「保有個人データの開示等の請求に関する規程」を作成し、保有個人データの開示等の請求に対して適切に対応することとします。

さらに、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

### (イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年2月横浜市条例第1号）の規定に準じて、情報公開の対応を適切に行うことが必要です。

また、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、文書等の開示の申出に対して適切に対応することとします。

### (ウ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- a 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- b 施設における事故防止及び事故発生時の対応のため、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。
- c 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。なお、対人補償の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

### (エ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整え、横浜市に適切に報告することとします。

### (オ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現に技能文化会館を利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

### (カ) 事業の継続が困難となった場合の措置

#### a 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定を取り消すことができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

#### b 当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者いずれの責めにも帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

### (キ) 協定の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定の解釈に疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

- (ク) 公租公課  
指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。
- (ケ) 施設情報の定期的報告  
建物・設備の維持保全の状況について、指定管理者が各種点検により確認し、横浜市に報告します。確認及び報告は、横浜市が策定している「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。
- (コ) 災害等発生時の対応  
技能文化会館は、現段階で「横浜市地域防災計画」において「横浜市災害対策本部代替施設」として位置づけられているため、指定管理者はその開設及び運営等に協力していただきます。このため、別途横浜市と「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結のうえ、横浜市の「指定管理者災害対応の手引き」に従い、あらかじめ必要な体制整備等を行うこととします。
- (カ) 廃棄物の対応  
施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。
- (シ) 自動販売機等について  
自動販売機等の設置については、行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとします。  
なお、自動販売機使用に係る電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。  
指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。
- (ス) 横浜市暴力団排除条例の遵守  
横浜市暴力団排除条例の施行(平成 24 年 4 月 1 日)に伴い、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行うものとします。
- (セ) 横浜市中企業振興基本条例を踏まえた取組の実施  
横浜市では、平成 22 年 4 月 1 日より本条例を施行し、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。  
指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。  
なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。
- (ソ) 財務状況の確認  
安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に 1 回、指定管理者となっている団体（共同事業体においては各構成団体、以下同じ。）について選定時と同様の財務状況確認を行います。そのため、指定管理者となっている団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただく必要があります。
- (タ) ウェブサイトについて
- a 最低限掲載すべき情報  
指定管理者が技能文化会館のウェブサイトを設置する場合には、次の情報を掲載することとします。
- (a) 指定管理者名  
(b) 技能文化会館の事業報告書等が掲載されている横浜市のウェブページのリンク
- b セキュリティ及び情報ウェブアクセシビリティへの配慮  
指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保するとともに、「ウェブアクセシビリティ仕様書」に基づき、「JIS X 8341-2016:3 の適合レベル AA」に準拠したウェブアクセシビリティに配慮することとします。



- (f) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供  
指定管理者は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領」を参考に合理的配慮の提供に努めることとします。
- (g) 新型コロナウイルスその他の感染症への対応について  
指定管理者は、横浜市、神奈川県又は国から、公の施設が対象となる新型コロナウイルスその他の感染症に係る基本的な対応方針が示された場合、それを遵守するものとします。  
なお、それにより指定管理者に生じた負担については、上記(4)リスク分担の表に基づき、横浜市と協議するものとします。
- (h) 横浜市政への協力  
環境対策や区局の運営方針等、横浜市政に関して協力するよう努めることとします。
- (i) その他  
記載のない事項については、横浜市と協議を行なうこととします。

## 5 公募及び選定に関する事項

### (1) スケジュール

ア 公募のお知らせ	令和2年 8月26日(水)
イ 公募要項の配布	令和2年 8月26日(水)～
ウ 現地見学会及び応募説明会	令和2年 8月28日(金)及び8月31日(月)
エ 公募要項等に関する質問受付	令和2年 9月1日(火)～9月2日(水)
オ 質問への回答	令和2年 9月4日(金)頃(予定)
カ 応募書類の受付期間	令和2年 9月23日(水)～9月24日(木)午後3時
キ 審査・選定(面接審査実施)	令和2年10月1日(木)
ク 選定結果の通知・公表	令和2年10月上旬(予定)
ケ 指定管理者の指定	令和2年12月下旬(予定)
コ 指定管理者との協定締結	令和3年3月(予定)

### (2) 公募手続きについて

ア 公募のお知らせ  
指定管理者の公募について、横浜市のウェブサイトに掲載し、広くお知らせします。

#### イ 公募要項の配布

- (ア) 配布期間  
令和2年8月26日(水)～  
(土、日及び祝日を除く午前8時45分から午後5時まで)

#### (イ) 配布場所

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 経済局雇用労働課

※あらかじめ下記連絡先までご連絡ください。

電話： 045 (671) 4098 Fax： 045 (664) 9188

E-mail： ke-ginou@city.yokohama.jp

次のウェブページからもダウンロードできます。

URL： <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kakukatsuyou/keizai/sentei4.html>

#### ウ 現地見学会及び応募説明会

現地見学会及び応募説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年8月28日(金)及び31日(月)に個別に対応いたします。「申込書」(別紙1)を経済局雇用労働課にご提出ください。

ただし、申込者多数の場合は、上記以外の日程又は合同で行うこともあります。あらかじめ御承知おきください。

現地説明会及び応募説明会への参加は応募にあたり必須ではなく、審査への影響もありません。

ん。

エ 公募要項等に関する質問の受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間

令和2年9月1日(火)～9月2日(水)

(イ) 受付方法

FAX又はE-Mailで「質問書」(別紙2)を経済局雇用労働課にお送りください。電話でのお問合せには応じかねますので御了承願います。

オ 質問への回答

令和2年9月4日(金)頃(予定)に、次のウェブページで回答を公表します。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/keizai/sentei4.html>

カ 応募書類の受付

(ア) 応募書類

「5(4)応募手続きについて」を参照

(イ) 受付期間

令和2年9月23日(水)～9月24日(木)午後3時

(ウ) 受付方法

経済局雇用労働課まで、持参いただくか又は記録が残る送付方法(簡易書留等)で御提出ください(受付期間内必着)。

(エ) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 経済局雇用労働課 宛

(3) 審査及び選定の手続きについて

ア 審査方法

審査は、応募者の提出書類及び面接審査に基づき、下記エの評価基準項目に従い、総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、応募団体の代表者又は代理人合計3名までの出席をお願いします。

面接審査に係る詳細は、応募者に後日お知らせいたします。

イ 選定評価委員会(敬称略、50音順)

氏名	所属等
及川 伊東志	神奈川県和服裁縫協同組合 理事長
蟹澤 宏剛	芝浦工業大学建築学部建築学科 教授
河野 奈月	明治学院大学法学部 准教授
酒井 和美	酒井コンサルタント事務所(中小企業診断士)
中條 祐介	横浜市立大学 理事 副学長

ウ 会議の公開

選定評価委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定評価委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

項目	審査の視点（例）	配点
1 団体の状況		10
団体の状況 （財務状況を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公の施設の管理運営者としてふさわしい団体であるか。</li> <li>・事業収益性、経営安定性等が健全であるか。</li> </ul>	10
2 事業の企画・実施		40
(1) 技能職の振興に関する事業の企画・実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業の内容、頻度は適切か。</li> <li>・施設の特徴を生かした事業となっているか。</li> </ul>	15
(2) 雇用による就業の機会の確保に関する事業の企画・実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業の内容、頻度は適切か。</li> <li>・相談業務の内容、頻度は適切か。</li> </ul>	15
(3) 勤労者の福祉の増進及び文化の向上に関する事業の企画・実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業の内容、頻度は適切か。</li> </ul>	10
3 施設の運営に関する業務		25
(1) 開館日等の設定、利用料金の設定・徴収及び貸出しに関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開館日等の設定は適切か。</li> <li>・利用料金の設定は適切か。</li> <li>・利用料金の徴収及び徴収した利用料金の管理は適切か。</li> </ul>	10
(2) 施設の利用促進及び広報・PR 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高いサービスを提供するための取組となっているか。</li> <li>・施設を活性化させ、利用を促進する計画となっているか。</li> </ul>	5
(3) 職員の確保、配置及び育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物及び設備の維持管理・運営に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。</li> <li>・職員の資質向上のための研修が計画されているか。</li> </ul>	5
(4) 個人情報保護、情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、市の重要施策を踏まえた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。</li> <li>・ヨコハマ3R夢プラン、人権尊重、男女共同参画推進など横浜市の重要施策を踏まえた取組となっているか。</li> <li>・市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。</li> </ul>	5
4 施設の管理に関する業務		15
(1) 建物及び設備の維持保全並びに管理・修繕	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（建物・設備の点検など）・修繕計画となっているか。	5
(2) 事故防止・防災等に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種事故の発生や感染症の拡大の防止のための取組・体制、災害や感染症等による緊急事態に備える取組・体制は適切か。事故や災害等の発生時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。</li> <li>・横浜市防災計画等に基づき、公の施設としての適切な役割を踏まえたものとなっているか。</li> <li>・日常的に、地域と連携した取組がなされているか。</li> </ul>	10
5 収支計画等及び指定管理料		10
(1) 収支計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支計画は適切であるか。</li> <li>・施設の特長や課題に応じた費用配分となっているか。</li> </ul>	5
(2) 指定管理料の額	効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	5
合計		100

加点項目		
市内中小企業等であるか	市内中小企業等 ・市内中小企業 ・中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された市内の団体 ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。	5

なお、審査の結果最高得点を獲得した団体であっても、選定評価委員会の定める最低基準に満たないときは選定しません。次点候補者の決定及び応募団体が1団体のみであった場合も同様とします。

また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

オ 選定結果の通知・公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、次のウェブページへの掲載等により公表します。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/keizai/sentei4.html>

カ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者として指定します。(令和2年12月下旬予定)

キ 指定管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

(4) 応募手続きについて

次の応募書類をアから順に並べ、ファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めにした正本1部、ファイルに綴じた副本1部を提出してください。いずれも各書類にはページ数及びインデックスを付けてください。用紙サイズは原本でサイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。

また、提案書ファイルとして、ツ、テ、トを綴じたファイルを10部提出してください。

ア 指定申請書(様式1)

イ 団体の概要(様式2)

ウ 役員等氏名一覧表(様式3)及びそのエクセルファイルデータ(CD-R)

(CD-Rについては、指定管理者の指定後、横浜市において復元不可能な方法で破棄します。)

エ 欠格事項に該当しない宣誓書(様式4)

オ 定款、規約その他これらに類する書類

カ 法人にあっては、法人の登記事項証明書

キ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書(様式自由)

ク 直近3か年度分の貸借対照表、財産目録、損益計算書等(任意団体においては、これらに類する書類)及び令和2年5月末時点の損益計算書と貸借対照表の試算(借入金、減価償却、消費税を反映したもの)

ケ 税務署発行の納税証明書「その3の3」(法人税・消費税及び地方消費税について未納税額の

無い証明書になります。)

コ 横浜市税の納付状況調査の同意書(様式5)

応募時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度横浜市への納税状況(横浜市の課税状況の有無を含む。)について状況調査を行います。

サ (該当する場合には) 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書(様式6)

公益法人又は人格のない社団等で、収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合に、提出の必要があります。

シ 労働保険(労災保険・雇用保険)の加入を確認できる書類

労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し(直近の1回分)等

ス 健康保険の加入を確認できる書類

年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し(直近の1回分)等

セ 厚生年金保険の加入を確認できる書類

年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し(直近の1回分)等

ソ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類(就業規則、給与規定等)

タ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかる資料

チ 障害者雇用状況報告書の写し

ツ 事業計画書(様式8~12)

テ 指定管理料提案書及び収支予算書(様式13A~C)

ト 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書(様式 賃-1)

※ 各種保険加入の必要がないため、シ、ス及びセのいずれかの領収書の写し等の提出ができない場合は、「労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」(様式7)を提出してください。

※ 共同事業体に関する取扱い

応募にあたっては、代表団体を決め、代表団体が応募書類を提出してください。

イからチまでの書類については、構成団体それぞれについて、書類を提出するとともに、「団体の概要(様式2)」に次の2点の書類を添付してください。

イー(ア) 共同事業体の結成に関する申請書(様式2-2)

イー(イ) 共同事業体連絡先一覧(様式2-3)

※ 中小企業等協同事業組合に関する取扱い

応募にあたっては、担当組合員を決めてください。

イからチまでの書類については、担当組合員それぞれについて、書類を提出するとともに、「団体の概要(様式2)」に次の書類を添付してください。

イー(ロ) 事業協同組合等構成員表(様式2-4)

※ その他、必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

(5) 応募条件等について

ア 応募者の資格

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること(法人格は不要。ただし個人は除く)

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

(ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること

(イ) 労働保険(労災保険・雇用保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)への加入の必

要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの

- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
  - (エ) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
  - (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
  - (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること
  - (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
- ※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表（様式3）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。
- (ク) 2年以内に労働基準監督署からは正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

#### ウ 共同事業体に関する取扱い

共同事業体の場合には、構成するすべての団体が欠格事項の(ア)から(ク)までのいずれにも該当しないとともに、協定締結時まで、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出が可能であることが必要です。

#### エ 中小企業等協同組合に関する取扱い

中小企業等協同組合の場合には、本指定管理業務を担当するすべての組合員が欠格事項の(ア)から(ク)までのいずれにも該当しないことが必要です。

#### オ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

#### カ 接触の禁止

選定評価委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

#### キ 重複応募の禁止

同一案件に対して、複数案の応募に参画することはできません。

#### ク 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

#### ケ 応募団体職員以外による、次の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体にあつては構成団体、中小企業等協同組合にあつては組合員となっている団体）の職員以外が、次の行為を行うことを禁止します。

- (ア) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）
- (イ) 選定評価委員会の面接審査への出席

#### コ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

- (ア) カからケまでの禁止事項に該当するなど、本公募要項に定める手続きを遵守しない場合
- (イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

#### サ 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

シ 応募書類の公表等

指定候補者の応募書類については、市会における指定の議決後、個人情報等の非開示情報を除き、横浜市のウェブサイトで公表します。また、横浜市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

ス 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（様式 14）」を提出してください。

セ 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

ソ 提示・提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、応募者が提出する応募書類の著作権は応募者に帰属します。

## 6 協定及び準備に関する事項

### (1) 協定の締結

指定候補者の選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

### (2) 基本協定の主な内容

ア 管理運営業務の範囲及び内容

イ 法令の遵守

ウ 管理運営業務実施上の規定等（第三者への再委託、緊急時の対応及び施設の保全・修繕等）

エ 管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則及び光熱水費支払い方法の原則等）

オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項

カ 施設の維持保全及び管理に関する事項

キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項

ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項

ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項

コ 指定期間満了に関する事項

サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項

シ 協定内容の変更に関する事項

ス その他必要な事項

### (3) 開業準備及び業務の引継ぎ

ア 開業準備

指定期間の開始までに準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

イ 業務の引継ぎ

指定管理者が現在の指定管理者から変更になった場合には、両者の間で引継ぎを行っていただきます。

### (4) 指定候補者及び次期指定管理者の変更

横浜市は、市会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合には、指定しないことができるものとします。また、指定から指定期間開始までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになっ

た場合及び協議が成立しない場合には、指定を取り消すことができるものとします。

上記の場合には、次点候補者を指定候補者として、市会に議案を提出します。

なお、市会の議決が得られなかった場合においても、技能文化会館の管理に関する業務の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

#### (5) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、次のようなものが考えられます。

- ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- イ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ウ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき
- エ 本公募要項に定める資格要件を失ったとき
- オ 応募の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- カ 指定管理者の経営状況の悪化や組織再編行為（会社法第5編に規定する各行為をいう。以下同じ。）等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき
- キ 指定管理者の指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき
- ク 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理業務が行われないとき
- ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、感染症、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ等の横浜市又は指定管理者いずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき
- コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部若しくは一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- シ その他、横浜市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

指定管理者の責めに帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額、すでに支出した指定管理料の返還、又は横浜市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

なお、指定管理者が横浜市指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に横浜市指名停止等措置要綱に定める措置要件に該当する場合は、指名停止を行います。